

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起と翌日)
（當日は、その
休日がとれた
の翌日）

関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十一月二十七日

目 次

◇告 示 保険薬剤師の登録（保険課）

農作物共済及び蚕繭共済に係る業務の規模の基準の一部改正（経営指導課）

土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

国土調査法による事業計画の変更（〃）

車両制限令による道路の指定（道路課）

都市計画の変更（五件）（都市計画課）

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（二件）（〃）

宅地建物取引業法による聴聞の期日の変更（住宅課）

鳥取県地方労働委員会事務局処務規程

氏 名	登 錄 の 記 号 及 び 番 号	登 錄 の 年 月 日
井 上 敦 子	鳥 藥 一一〇 九	平成十年十一月六日

鳥取県告示第七百四十八号

昭和四十七年一月鳥取県告示第六十六号（農作物共済及び蚕繭共済に係る業務の規模の基準について）の一部を次のように改正する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「（鳥取市、岩美町、国府町、気高町、鹿野町、青谷町、溝口町、江府町、日野町及び日南町に住所を有する者については、二五アール）」を削る。

鳥取県告示第七百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり宇野山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機

鳥取県告示第七百四十七号

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 松村春正 東伯郡羽合町大字宇野一五五九
 平成十年三月四日退任

理事 竹中節藏 東伯郡羽合町大字宇野八一七
 平成十年三月四日退任

監事 木村政通 東伯郡羽合町大字宇野一五七九一一
 平成十年三月四日退任

監事 中嶋正敏 東伯郡羽合町大字宇野一五六三一三
 平成十年三月四日退任

監事 木村政通 東伯郡羽合町大字宇野一五七九一一
 平成十年三月四日退任

監事 中川勝 東伯郡羽合町大字宇野一五六一三
 平成十年三月四日退任

監事 中川勝 東伯郡羽合町大字宇野一五六一三
 平成十年三月四日退任

監事 中嶋正敏 東伯郡羽合町大字宇野一五六九〇
 平成十年三月四日退任

監事 木村政通 東伯郡羽合町大字宇野一五六八九
 平成十年三月四日退任

監事 木村政通 東伯郡羽合町大字宇野一五六八九
 平成十年三月四日退任

監事 木村政通 東伯郡羽合町大字宇野一五六八九
 平成十年三月四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 松村基嗣 東伯郡羽合町大字宇野一五五九
 平成十年八月十二日退任

理事 松村基嗣 東伯郡羽合町大字宇野一五五九
 平成十年八月十二日退任

理事 松村基嗣 東伯郡羽合町大字宇野一五五九
 平成十年八月十二日退任

鳥取県告示第七百五十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第一項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成十年度における事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十年十一月二十七日
 鳥取県知事 西 尾 邑 次
 平成十年八月二十日就任 任期四年

智頭町		倉吉市		調査を行う者	調査地域	調査期間	調査面積(平方キロメートル)
変更後	変更前	変更前	変更前	者	調査地域	調査期間	調査面積(平方キロメートル)
ク	八頭郡智頭町大字新見、大字惣地、大字宇波、大字口宇波、大字中田、大字坂原及び大字岩神の各一部	ク	一部	倉吉市大立、立見及び上大位の各	調査地域	調査期間	調査面積(平方キロメートル)
ク	東伯郡羽合町大字宇野一五六八	ク	三十日まで	平成十一年三月	調査地域	調査期間	調査面積(平方キロメートル)
一五・一四	東伯郡羽合町大字宇野七七二一一	一五・一八	三・六一	三・一五	調査地域	調査期間	調査面積(平方キロメートル)

伊藤義輝	東伯郡羽合町大字宇野七九〇
本田幸夫	東伯郡羽合町大字宇野一五八九
中嶋正敏	東伯郡羽合町大字宇野一六一三
坂本文弘	東伯郡羽合町大字宇野一五七九一一
尾坂壽秋	東伯郡羽合町大字宇野一五八二
木村政通	東伯郡羽合町大字宇野一五八三一三
中川勝	東伯郡羽合町大字宇野一五四二
木村政通	東伯郡羽合町大字宇野一五七九一一
中嶋正敏	東伯郡羽合町大字宇野一五六九〇
坂本文弘	東伯郡羽合町大字宇野一五六一三
木村政通	東伯郡羽合町大字宇野一五六一三
中嶋正敏	東伯郡羽合町大字宇野一五六九
木村政通	東伯郡羽合町大字宇野一五六九
中嶋正敏	東伯郡羽合町大字宇野一五六九
木村政通	東伯郡羽合町大字宇野一五六九
中嶋正敏	東伯郡羽合町大字宇野一五六九
木村政通	東伯郡羽合町大字宇野一五六九

中山町		淀江町		西伯町		東伯町		三朝町		東郷町	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
西伯郡中山町住吉、退休寺、羽田井、東積、樋口、石井垣、潮童寺、赤坂及び下甲の各一部	〃	西伯郡西伯町大字境の一部 各一部	西伯郡淀江町大字高井谷、大字稻吉、大字中西尾、大字富繁、大字西尾原、大字福井、大字福頼、大字平岡、大字淀江、大字今津、大字西原、大字小波及び大字中間の各一部	東伯郡東伯町大字徳方、大字丸尾、大字下伊勢、大字逢束、大字八橋、大字笠見、大字保、大字田越、大字の各一部	東伯郡西伯町大字阿賀及び大字境	東伯郡三朝町大字山田、大字福本、大字三朝、大字砂原及び大字福山の各一部	東伯郡東郷町大字長江、大字門田、大字佐美、大字埴見、大字長和田及び大字野花の各一部	東伯郡東郷町大字長江、大字門田、大字佐美及び大字埴見の各一部	東伯郡東郷町大字長江、大字門田、大字佐美、大字埴見、大字長和田及び大字野花の各一部	東伯郡東郷町大字長江、大字門田、大字佐美、大字埴見の各一部	東伯郡東郷町大字長江、大字門田、大字佐美、大字埴見の各一部
二・〇一	四・六五	二・九一	二・一一	二・一〇	三・七〇	二・一六	三・六四	三・六二	四・八八	四・三三	二・四八

鳥取県告示第七百五十一号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条の規定により告示する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一般国道	道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日	日南町	変更後
一七九号	倉吉市円谷町七〇一四地先から東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ樋ノ口下一八七一二地先まで	米子市日久美町一三九一一地先から同市富士見町二丁目一五二地先まで	二月十五日	日野郡江府町大字佐川字棚田九八七一三地先から米子市糺町二丁目一九三地先まで	倉吉市西倉吉町字中河原五一三地先から同市金森町二九地先まで	○・四二
一八〇号	倉吉市円谷町七〇一四地先から東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ樋ノ口下一八七一二地先まで	米子市日久美町一三九一一地先から同市富士見町二丁目一五二地先まで	二月十五日	日野郡江府町大字佐川字棚田九八七一三地先から米子市糺町二丁目一九三地先まで	倉吉市西倉吉町字中河原五一三地先から同市金森町二九地先まで	一・二三
一八一号	倉吉市大原字鳥居河原五四〇一一地先から同市東巣城町四〇三地先まで	米子市明治町一八地先から同市加茂町二丁目五〇一二地先まで	喜字四反長三一二一一地先まで	倉吉市西倉吉町字中河原二六地先から同市秋	倉吉市西倉吉町字中河原二六地先から同市秋	二・四八

米子境港線	米子市加茂町二丁目五一地先から境港市小篠津町字茶苑畠五五四〇地先まで
鳥取港湖山停車場線	鳥取市賀露町字中瀬ノ三八一一一四地先から同市岩吉字西上美田一一七一一地先まで
倉吉江北線	倉吉市旭田町八九地先から同市宮川町二丁目三〇一六地先まで
倉吉市見日町四九四地先から同市見日町二三九地先まで	倉吉市見日町四九四地先から同市見日町二三九地先まで
米子空港線	境港市佐斐神町字城ノ内一六六〇一三地先から同市佐斐神町字砂浜ノ四二九一九地先まで
米子環状線	米子市陰田町三〇八一三地先から同市白久美町三三八一五地先まで

鳥取県告示第七百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域**1 第一種住居地域**

追加する部分

鳥取市生山字新前田、字菖蒲谷、字松ヶ谷及び字捨樋谷

変更する部分

鳥取市海蔵寺字池ノ谷及び紙子谷字門上谷

2 第一種低層住居専用地域

変更する部分

鳥取市生山字新前田、字松ヶ谷及び字捨樋谷

削除する部分

鳥取市生山字菖蒲谷、海蔵寺字池ノ谷及び紙子谷門上谷

鳥取県告示第七百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・三・六号ニユータウン環状線

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市海蔵寺字赤坂及び字池ノ谷並びに紙子谷字門上谷

鳥取県告示第七百五十四号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路三・三・一号三朝倉吉羽合線及び三・五・一号上井河北中学校線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・三・一号三朝倉吉羽合線

変更する部分

倉吉市上井字源平田、字地堂、字下河原及び字外下河原、天神町字外下河原、海田東町字大所、海田南町字上河原、海田西町一丁目並びに海田西町二丁目

2 三・五・一号上井河北中学校線

変更する部分

倉吉市上井字源平田及び字地堂

鳥取県告示第七百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

て公衆の縦覧に供する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

羽合都市計画道路三・四・二号羽合中央線

二 都市計画を変更する土地の区域**変更する部分**

東伯郡羽合町大字宇野字西又ノ二及び大字橋津字二ノ浜屋敷

鳥取県告示第七百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

東郷都市計画公園及び羽合都市計画公園九・七・一号東郷湖羽合臨海公園

二 都市計画を変更する土地の区域**変更する部分**

東伯郡羽合町大字宇野字西又ノ二

鳥取県告示第七百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 聽聞の期日

平成十年十一月十四日 午後一時三十分から

二 聽聞の場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁第三会議室

三 聽聞の当事者の住所及び氏名

日野郡溝口町福兼二四九一五

共同農林株式会社 代表取締役 中西弘峻

鳥取県告示第七百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第二号

鳥取県地方労働委員会事務局処務規程を次のように定める。

平成十年十一月二十七日

鳥取県地方労働委員会会長 勝 部 可 盛

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画土地区画整理事業 秋里土地区画整理事業

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第七百五十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第六十五条第二項の規定による処分に係る聴聞の期日を次のとおり変更したので告示する。

平成十年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 聽聞の期日

平成十年十一月十四日 午後一時三十分から

二 聽聞の場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁第三会議室

三 聽聞の当事者の住所及び氏名

日野郡溝口町福兼二四九一五

共同農林株式会社 代表取締役 中西弘峻

鳥取県地方労働委員会事務局処務規程

(目的)

第一条 この規程は、鳥取県地方労働委員会事務局の処務に關し必要な事項を定めるこ
とを目的とする。

(起案文書の記号及び番号)

第二条 起案文書には、「鳥労委」の記号及び番号を所定欄に記載するものとする。

(文書の保存期間)

第三条 文書の保存期間については、次に掲げるものを永久保存とするほか、知事の事
務部局の例による。

一 総会議事録

二 公益委員会議事録

(文書の取扱い)

第四条 前二条に定めるもののほか、鳥取県地方労働委員会事務局の文書の收受、施行、
整理、保管その他の取扱いについては、知事の事務部局の例による。

(公印の種類等)

第五条 公印の種類、ひな形及び寸法は、別表のとおりとする。

2 前項の定めるもののほか、公印の取扱いについては、知事の事務部局の例による。

附 則

この規程は、平成十年十一月二十七日から施行する。

委員会印	別表 (第五条関係)
公印の種類	ひな形
	寸 法
鳥 取 県 地 方 労 動 委 員 会 印	三〇ミリメートル平方

事務局長印	事務局印	調停委員長印	仲裁委員長印	審査委員長印	会長印
鳥取県地方労働委員会事務局長印	鳥取県地方労働委員会事務局印	地委調停印	地委裁印	地委審査印	鳥取県地方労働委員会長印
二二ミリメートル平方	三〇ミリメートル平方	二二ミリメートル平方	二二ミリメートル平方	二二ミリメートル平方	二二ミリメートル平方